第４次西脇市地域福祉推進計画（案）
【概要版】

西脇市社会福祉協議会
令　和　８　年　〇　月

（１）計画策定の目的と意義

近年、私たちを取り巻く環境は大きく変わっています。少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など既存のサービスでは対応しきれない、制度の狭間といわれる新たな課題（8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）、様々な課題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。

そのようななかで、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることが重要です。

さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。

（２）社会福祉協議会と地域福祉推進計画

①　社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定されており、市町村に１つ設置された、地域福祉を推進することを目的とした民間団体です。

その性格を、兵庫県社会福祉協議会は、「社会福祉協議会は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念に基づく地域福祉の実現を目指す、公共的性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織である。社会福祉協議会は、地域住民・当事者のニーズに依拠した活動を進めるとともに、保健・医療・福祉その他公私関連領域との連携を図る。また、必要に応じて在宅福祉サービス等事業の企画、実施に努める。」と規定しています。

②　地域福祉推進計画とは

我が国の福祉は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等対象者別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

これからの地域社会は、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができ、「福祉（幸せや豊かさ）」を実感できるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

そのためには、様々な生活課題について、個人や家族が自ら解決すること（自助）、地域やボランティア等による支え合い活動（共助）、行政等による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

地域社会における生活課題の解決に向け、地域住民、地域活動団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに活動する仕組みづくりが地域福祉といえます。

「地域福祉推進計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼びかけて、地域を構成する住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

③　地域福祉計画との関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」で、西脇市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

地域福祉計画は、地域福祉推進計画と同時期に見直し・策定するとともに、地域福祉の推進を市と社会福祉協議会が連携し行うことから、基本理念、基本方向を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

■関連計画との関係

位置付け図

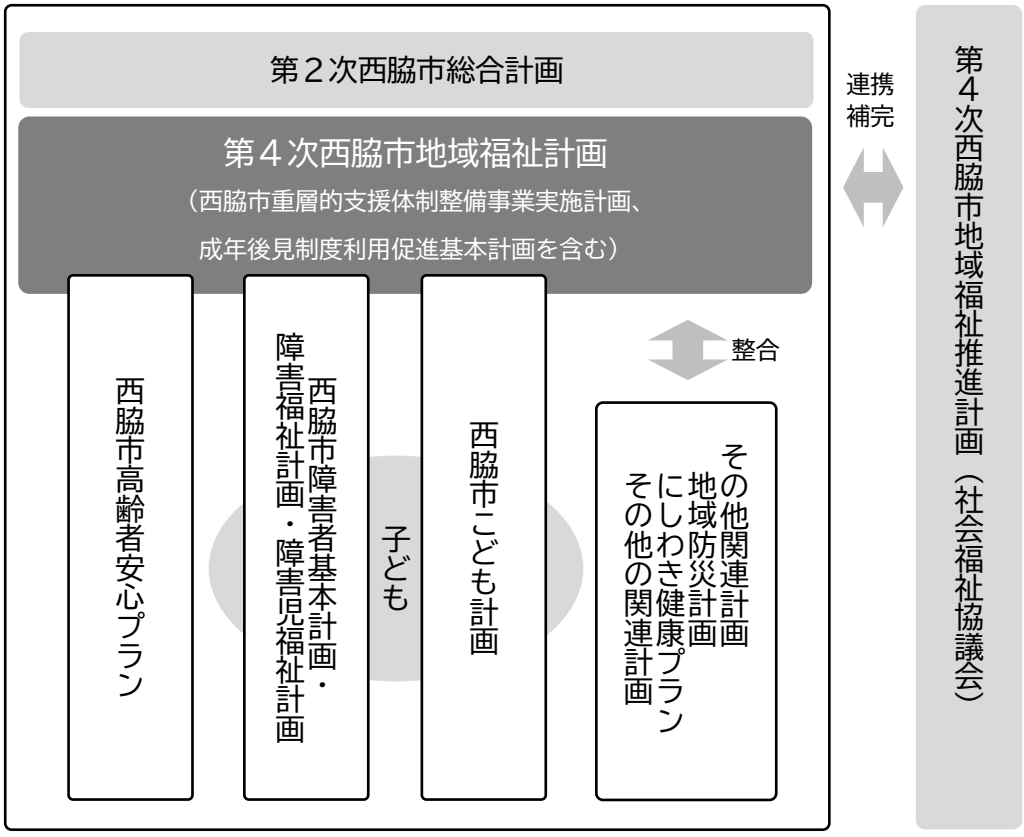

（３）計画の期間

計画の期間は、令和８（2026）年度から令和13（2031）年度までの６か年とします。

（４）地区の捉え方　～８つの地区（日常生活圏域）～

令和６（2024）年の西脇市の人口は37,978人、世帯数は約17,233世帯です。西脇市はいくつかの町村が合併しながら現在の西脇市になっており、その歴史は同じではなく、住民意識等も地区ごとに様々です。

地域福祉を推進するにあたっては、一定のサービス等社会資源があること、顔の見える関係（距離感）が望ましいことなどから、中学校区もしくは小学校区を日常生活圏域として、小地域福祉活動を展開していくことが求められます。

西脇市では、区長会、民生委員児童委員連合会、子ども会、消防団等の各種団体や、まちづくり協議会・地区まちづくり計画の単位である８地区（西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄）を、生活支援体制整備事業の第２層の地域区分として捉えていきます。

一方で、住民生活の基礎単位である自治会は、多くの自治会で「ふれあいいきいきサロン」が開催されており、社会福祉協議会では、最も身近な声掛け・見守り単位として捉えていきます。

（５）計画の基本理念

本計画では、これまでの地域福祉の取り組みとの連続性、そして『第三次西脇市地域福祉計画』との整合性から、第三次計画の基本理念『ほっこり いいね・西脇市～みんなが安心・心つながるまちづくり～』を引き継ぐものとします。この基本理念に基づき、西脇市に暮らすすべての人がお互いにやさしさと思いやりの気持ちを持ってつながり、助け合い、支え合いの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、具体的な実践活動を展開します。

［ 基本理念 ］

ほっこり　いいね・西脇市
みんなが安心・心つながるまちづくり

～誰一人取り残されない　支え合うまちへ～

（6）計画の体系

［ 基本理念 ］

ほっこり　いいね・西脇市　みんなが安心・心つながるまちづくり

～誰一人取り残されない　支え合うまちへ～

［ 基本方向 ］

1　相談でき解決できる仕組みづくり

2　支え合い共に生きる地域づくり

3　地域や福祉の人材づくり

組織強化計画

［ 活動目標・活動項目 ］

（1）情報発信とサービス提供体制の充実
- ① 情報提供の充実
- ② 在宅福祉サービス事業の推進
- ③ 介護サービス事業の推進

（2）包括的な支援体制の強化
- ① 相談体制の充実
- ② 相談機関の連携重点
- ③ 生活困窮者への支援体制の充実
- ④ 重層的支援体制の地域の資源づくり

（3）権利擁護の推進
- ① 権利擁護活動の推進重点

（1）助け合い・支え合いの推進
- ① つどいの場の設置・運営の支援
- ② 住民主体の地域福祉活動の推進重点

（2）防災のまちづくり
- ① 災害時支援体制の推進重点

（1）地域福祉を支える人材づくり
- ① 地域を支える人づくりの推進重点
- ② ボランティア活動の推進重点

（1）社協体制の充実・強化
- ①社協組織の強化
- ②自主財源の確保

（７）施策の展開

基本方向１　相談でき解決できる仕組みづくり

（１）情報発信とサービスの提供体制の充実

①　情報提供の充実

高齢者、障がいのある人、子どもや子育て家庭などに向けて、制度やサービス、イベント等の情報をわかりやすく発信します。社協だより、ホームページ、防災行政無線など多様な媒体を活用し、情報提供体制の充実を図ります。

また、障がいのある人など情報取得が難しい方への情報が届くよう支援します。

②　在宅福祉サービス事業の推進

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、日常生活に支援が必要な方が地域で安心して暮らせるよう支援します。

移動手段については、福祉車両（マイクロバス）の運行や車いすの貸出を行い、誰もが安心して外出できる環境づくりを進めます。介護保険制度の対象外となる方にも対応し、継続的な支援の確保・充実を図ります。

③　介護サービス事業の推進

介護保険サービスや地域包括支援センターの運営を通じて、住み慣れた地域での生活継続を支援します。介護保険法・障害者総合支援法に基づく在宅介護サービスの提供と、地域包括支援センターの体制強化に取り組みます。

また、サービス提供事業者として現状を分析し、今後の方向性を見出していきます。

（２）包括的な支援体制の強化

①　相談体制の充実

住民の不安や悩みに対応するため、社会福祉協議会が実施する心配ごと相談の周知を図り、相談体制の充実を進めます。

社会福祉士などの職員が対応する体制を強化し、誰もが気軽に相談できる環境づくりをめざします。

②　相談機関の連携　重点

市や関係機関、民生委員・児童委員などと情報や課題を共有し、適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどとの連携を強化し、気軽に相談できる体制づくりを進めます。

③　生活困窮者への支援体制の充実

地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、市と連携し、生活に課題を抱える人の早期発見・支援に努めます。生活困窮者が気軽に相談できる窓口を設け、生活福祉資金などの貸付相談体制を充実させます。

④　重層的支援体制の地域の資源づくり

西脇市が策定している「西脇市重層的支援体制整備事業実施計画」を踏まえ、市と連携し、制度の狭間にある人々と地域・社会資源をつなぎ、持続的な支援体制を整備します。

また、世代や属性を超えた交流の場や居場所を創出し、住民同士や地域資源のつながりを育むことで、緩やかな見守りと支え合いが生まれる地域づくりを推進します。

（３）権利擁護の推進

①　権利擁護活動の推進　重点

判断能力に不安がある方も、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。日常生活自立支援事業の広報啓発や、生活支援員の研修を通じて地域生活を支えます。

また、権利擁護活動を推進する成年後見支援センターの運営体制の強化や、講演会の開催などを通じて制度の普及に努めます。

基本方向２　支え合い共に生きる地域づくり

（１）助け合い・支え合いの推進

①　つどいの場の設置・運営の支援

高齢者、障がいのある人、子どもや子育て家庭など、多様な世代が交流できる場づくりを支援し、地域のふれあいや顔の見える関係づくりを進めます。

②　住民主体の地域福祉活動の推進　重点

地区まちづくり活動と連携しながら、住民が地域課題を共有・協議する場を支援し、支え合いの仕組みづくりを進めます。各地区で第２層協議体を支援し、地域福祉に関わる人々の連携と助け合い活動を促進します。

また、地域資源を活用した生活支援サービスの提供体制の構築、地域課題の共有と社会貢献活動の推進を図ります。

（２）防災のまちづくり

①　災害時支援体制の推進　重点

住民の防災への関心を踏まえ、防災意識の啓発や災害時の体制強化に取り組みます。

また、兵庫県社会福祉協議会や災害ＮＰＯ等と連携し、災害ボランティアの育成を行います。

基本方向３　地域や福祉の人材づくり

（１）地域福祉を支える人材づくり

①　地域を支える人づくりの推進　重点

地域活動やボランティア活動の担い手不足に対応するため、活動にふれる機会を提供し、若年層や元気な高齢者の参加を促進し、担い手の育成と掘り起こしを進めます。

また、地域福祉の推進に向けて、住民一人ひとりの福祉への理解と関心の向上を図ります。

②　ボランティア活動の推進　重点

地域福祉活動の普及と担い手の活性化に向けて、ボランティア団体への助成や情報提供、組織化支援を行います。いきいきふれ愛まつりやボランティアセンターだよりなどを通じて、活動の理解促進と啓発を図ります。

また、生活支援コーディネーターの設置やボランティアセンターの機能強化を通じて、市民活動の体制づくりと地域づくりを支援します。

成果指標

基本方向	指標名	基準値 令和６年度 （2024）	目標値 令和 13 年度 （2031）
基本方向１	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）実施件数	44 件	50 件
	社会福祉協議会の認知度（名前を知っている市民の割合）	80.8%	90%
	成年後見支援センターの相談人数（延べ）	76 人	100 人
	市民向け研修会の開催回数	1 回	1 回

基本方向２	いきいきサロン　箇所数	62 箇所	70 箇所
	生活支援体制整備事業　実施地区数	５地区	８地区
	隣近所で見守りが必要な人（高齢者・障がいのある人等）がいる世帯を把握している市民の割合	43.7%	50%
	災害ボランティア　登録者数	37 人	50 人
基本方向３	社会福祉協議会登録ボランティア団体数	50 団体	55 団体
	ボランティア養成講座　参加者数	586 人	650 人

（８）組織強化計画

①　社協組織の強化

地域福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会は、相談支援や福祉サービスの提供を通じて、地域に根ざした役割を果たしています。

理事・監事・評議員の研修や定期会議の開催、監査体制の整備を通じて、組織運営の透明性と適正性を高めます。また、職員の専門性向上に向けて、定期的な研修や資格取得支援を行い、研修体系の整備を進めます。

法令遵守に基づく人事管理や、苦情解決に向けた第三者委員との連携体制の整備にも取り組み、信頼される組織づくりを推進します。

②　自主財源の確保

社会福祉協議会の財源は、市・県からの補助金や委託金、住民からの会費、共同募金の配分金、善意銀行からの繰り入れなどで構成されています。

今後は、認知度の向上とともに、利用者負担の見直しや募金活動の推進を通じて、財源基盤の整備を進めます。

社協活動や会員制度の趣旨・会費の使途をわかりやすく発信し、加入促進を図り、善意銀行や共同募金の意義を周知し、理解と協力を広げます。

また、介護保険等の事業内容の再検討と業務の効率化により、サービスの充実と健全な運営をめざします。

（８）計画の推進

１　計画の推進体制

（１）社会福祉協議会の充実と周知

専門的な相談業務などに対応するために、地域課題を把握し住民とともに解決に取り組む生活支援コーディネーターの配置や職員のスキルアップを図るなど、社会福祉協議会の機能の充実、強化に努めるとともに、地域住民への社会福祉協議会活動の周知を図ります。

（２）行政や地域住民との協働による推進体制の整備

『ほっこり　いいね・西脇市　みんなが安心・心つながるまちづくり』を実現するため、住民をはじめ、民生委員・児童委員、障がい者団体、ボランティア、地域包括支援センター、行政など地域に関わる様々な人々と連携し、本計画の推進を図ります。

２　計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のＰＤＣＡサイクルの構築に努めます。